

所沢市業務委託最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市が発注する業務委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)について、行政サービスの質の低下を防ぐとともに、公契約の下で働く労働者の適正な賃金の確保を図るため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格を設定する競争入札)

第2条 最低制限価格を設定する競争入札は、次に掲げる業務のうち、予定価格が50万円を超える競争入札とする。ただし、市長が最低制限価格を設定することが適当でないと判断する競争入札については、この限りでない。

建物総合管理業務

警備業務(機械警備を除く。)

清掃業務

電算業務

給食に係る調理業務

受付・案内業務

施設設備の保守点検・管理運転業務

設計・調査・測量に係る業務(建設工事に伴う設計、調査及び測量業務を除く。)

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(最低制限価格等の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じて得た価格(その価格に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた価格)とする。

2 最低制限価格を入札書に記載する金額と比較するときは、予定価格に110分の100を乗じて得た価格(その価格に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り下げた価格)に10分の7を乗じて得た価格(その価格に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた価格)とする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定する場合は、一般競争入札にあつては入札公告に、指名競争入札にあつては指名通知に、当該競争入札が最低制限価格を設定している旨を記載しなければならない。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を設定する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2以上ある場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、同年4月1日以後の日を契約期間の初日とする契約について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行し、同年4月1日以後の日を契約期間の初日とする契約について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の所沢市業務委託最低制限価格取扱要綱第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う契約について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。